

災害時における雇用保険の特例措置について

通常、一時的に離職しその後の再雇用が予定されている場合には、雇用保険の基本手当の受給の対象にはなりません。

ただし、災害救助法指定地域内の事業所（店舗、建設現場、派遣先など含む）が災害により直接被害を受けたことにより、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給することができます。

【対象者】

「離職の日以前2年間に12ヶ月または1年間に6ヶ月以上被保険者期間(*)があること」等の要件を満たす方

* 被保険者期間：雇用保険の被保険者であった期間のうち、離職日から1ヶ月毎に区切っていった期間に賃金支払いの基礎となった日数が11日以上ある完全月を1ヶ月と計算します。なお、賃金支払基礎日数が11日以上の方が12ヶ月ない場合は賃金支払いの基礎となった時間数が80時間以上の月を1か月として計算します。

【事業主の手続き】

資格喪失届、離職証明書を作成しハローワークにご提出ください。

【離職理由等の記載】

離職理由欄には「令和8年8月27日からの大雨に伴う災害により事業の継続が不可能となったことによる解雇（一時離職・再雇用予約あり）」と記載してください。資格喪失の喪失原因は「2」を記載します。

【離職した方の手続き】

勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」、身分証明書（マイナンバーカード等）、本人名義の預貯金通帳（カード）、写真2枚（縦3cm×横2.4cm *マイナンバーカードを提示する場合は不要）が必要です。

受給手続きに必要な確認書類がない場合はお近くのハローワークに相談ください。

【失業認定・失業給付の手続き】

手続きの後、定められた認定日に来所していただく必要があります。認定日は来所から3～4週間後に設定されます。認定日から1週間程度で指定の口座に手当が入金されます。1回目の入金手続きからおおよそ4週間程度後になります。

本特例措置に基づいて基本手当の支給を受けた方については、一時離職が終了し、被保険者資格を取得しても、当該一時離職前の被保険者であった期間は通算されません。新たな失業給付の受給資格だけでなく、高年齢雇用継続給付や育児休業給付、介護休業給付などの受給資格に影響がでる場合がありますのでご注意ください。

ご不明な点はお近くのハローワークにお問い合わせください。